

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

平成26年5月13日

(氏名) 伊 登史記

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、
情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条の規定に基づき、諮問
庁の閲覧に供することは、

- 差支えない。
 適当ではない。

(適当ではない理由)

()